

## 説明会Q&Aリスト（05/10確定版）

### 1.申請の対象者について

	ご 質 問	回 答
1	中小企業の要件として、「みなし大企業」でないことが入っています。たとえば採択されたのちに大企業から資金調達をし、「みなし大企業」の条件を満たした場合はどうなるでしょうか。また、その後VCから調達し、「みなし大企業」の条件から外れた場合はどうでしょうか。	交付決定前であれば、補助対象外とします（事業期間内にみなし大企業になることが判明している場合を含む。）。 事前に判明しておらず、交付決定後にみなし大企業になった場合であれば、補助対象とします。
2	事業目的に地域経済の活性化とありました。弊社は教育関連の事業を行ってます。地域にとっての直接的な成果は教育効果であり、直接的に経済活性のために教育を行うとは限らないかもしれませんが、長期的には目的に資すると思いますが、その場合は対象外でしょうか。	長期的にであっても、経済活性化につながる事業でしたら、補助対象となります。
3	本事業は既に独自に実施しており事業化を目指して収入増を目的としている事業の補助対象になりますか。	補助対象になりますが、収入がある事業については、補助事業終了後に収益納付の可能性がありますので、公募要領をご確認ください。また、補助事業実施中においても、手数料収入等が計上される場合には、収入分を減額して、補助金を交付する可能性もありますので、ご注意ください。
4	みなし大企業は地域未来牽引企業に選定、あるいは地域経済牽引事業計画が承認されていても対象外でしょうか。	広域型では支援対象となります。

### 2.事業類型について

	ご 質 問	回 答
--	-------	-----

5	事業類型について、令和3年度に広域型（BtoB）で採用された企業が。令和4年度に広域型に応募することは可能ですか。	令和3年度の関連事業での申請は通常型・広域型での申請はできません。更なる広域型の申請は可能ですが、BtoGモデルを前提とした事業に限定されます。
6	令和3年度にBtoCのビジネスモデルで実証しました。通常型5地域以上（実際には23地域で実証）でしたが、今年度はBtoB/Cモデル枠で実証したいと考えています。その場合は再度、通常型で応募する、という認識でよいでしょうか。	令和3年度の関連事業で、応募される場合は、広域型に申請ください。ただし、事業内容（実証しようとするビジネスモデル）が全く異なるようであれば、通常型で応募ください。
7	新規申請企業は基本的に通常型での申請とのことだが、例外的に新規でも広域以降の枠で申請&可決されるケースはあるのか、それはどんな場合か。	<p>今年度、新規で申請される企業は、「通常型」での申請をお願いします。ただし、中小企業ではないが、以下に該当する者は、「通常型」の申請が認められていないため、新規申請で広域型への申請が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業大臣により地域未来牽引企業に選定されており、公募締切日までに地域未来牽引企業として「目標」を経済産業大臣に提出している事業者。</li> <li>・公募締切日までに地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（公募締切日が当該計画の実施期間であるものに限る）を作成し、都道府県からの承認を受けている事業者。</li> </ul>
9	BtoGモデルについて、対象となる自治体同士の連携は不要(各地域での取り組みはその地域独立で良い)という理解で良いでしょうか。	対象となる自治体同士の連携は不要という理解でかまいません。
10	BtoBとBtoG枠について、検討している事業が私立学校・公立学校のどちらも対象として考えておりますが、その場合はどちらに当てはまりますか。	どちらを中心に事業モデルを検討しているかでご判断いただければと考えています。私立学校の方が比率が高ければBtoB枠、公立学校の方が比率が高ければBtoG枠といった考え方があると思われます。

### 3.申請書類の書き方について

	ご 質 問	回 答
11	様式2について、何ページ以内で記載しなければいけない、という指定はありますでしょうか。要約部分は何文字以内という表記は拝見したのですが、詳細については何ページ以内などのご指摘がなかったのです。	特にページ数の指定はありません。審査委員の方が見て、分かりやすく、コンパクトにまとめていただく方がいいと考えております。
12	補助事業の収支計画書（様式3）について、自己資金の内、利用者から利用料等の収入見込額を記載する欄がありますが、申請した事業以外でも利用料等の事業収入があるのですが、その収入額もあわせて記載する必要がありますか。	申請していただく事業以外の事業収入については記載の必要はありません。本事業で行っていただく事業についてのみご記載ください。

### 4.実証連携法人について

	ご 質 問	回 答
13	大企業に実証連携法人となっただく場合、実証連携法人はどのような位置づけになるのでしょうか。	実証実施法人の連携企業という位置づけになり、経済産業省HPや事務局HPにおいて、実証連携法人の団体名等を公表いたします。
14	実証連携法人とは、事業に必要な宅配協力事業者や販売商材提供事業者も含まれますか。	含まれると考えられます。
15	実証地域に対して、各々必ず連携者が必要なのでしょうか。	必ずしも実証連携法人が必要ではありません。

### 5.申請方法について

	ご 質 問	回 答
16	実証連携法人は代表のみでなく全ての機関がGbizIDを取得する必要があるのか。	申請を行っていただく代表の法人のみ、GbizIDを取得してください。

17	複数社申請する場合、電子申請の画面上では決算書等は1ファイルでのアップロードなのか、複数ファイル（会社ごと）のアップロードは可能なのか。	決算書等は、1ファイルでアップロードして頂きたいと考えております。すべての会社の決算書を一つのファイルにまとめていただくか、またはすべての会社のファイルをZIPファイルでまとめていただくなどが考えられます。
18	単純な質問で恐縮ですが応募申請書は箇条書きで良いものでしょうか。文章にすべきでしょうか。	箇条書きでも、文章でもどちらでも構いません。審査委員が見やすいように記載してください。
19	「機械装置の導入に係る理由書」のひな型はありますか。また、どのような内容を記載すればよいか参考になる資料はありますか。	事務局にて雛形は用意しておりません。任意の書式で、機械装置を必要とする理由をご記載いただければと考えております。

## 6.審査について

	ご 質 問	回 答
20	通常枠申請における「自治体からの支援証明書類」の有無による影響は具体的に何か。自治体と組む場合に必須なだけか。	通常型での自治体からの支援証明書類の提出は任意です。加点項目ではないものの、審査委員によっては評価される可能性があります。
21	各地域での取組みについて応募時にどこまで詳細化されている必要があるでしょうか。またその粒度がどの程度採択に影響するでしょうか。（連携は合意しているが、採択後に話を具体化したいという自治体もあるため）	事業計画についてはできるだけ分かりやすく、詳しく書いて頂ければと考えております。審査は第三者によって構成される審査委員が行いますので、採択への影響については事務局ではお答えできません。
22	採点項目にある継続性についてです。政策支援がなくとも継続する、の政策支援とはあくまで本補助金を想定しているでしょうか。自治体が事業として継続を検討する場合は持続性に含まれるものと考えております。	本補助金以外の補助金も含む公的支援を想定していますが、自治体が補助金で支援するのではなく、事業として実施する場合は、BtoGモデルかと思いますので、その場合は、持続可能と考えられます。
23	通常型で応募する場合、連携協定を締結している場合は加点対象となりますか。	加点項目ではありませんが、審査委員の判断で評点が高くなる可能性もあります。

## 7.実証地域について

	ご 質 問	回 答
24	複数地域にまたがる課題解決に取り組もうとする場合、ある程度普遍的な課題に対する施策になってくるかと思いますが”あまりにも普遍的な課題”とは、具体的にどの程度の普遍性を想定しておられるのでしょうか。	どの地域においても課題となるようなものについては普遍的であると考えられます。 普遍性の基準をお示しするのは難しいので、個別にご相談いただきたいと考えております。
25	「地域」の定義ですが、BtoCモデルで行う場合、例えば、神奈川県にある当社が長野の会社から商品を仕入れて東京の会社を通じて販売する場合、「地域」は3地域という理解で良いか。	仕入れ先の地域などは地域としてカウントしません。実証事業を行う地域についてのみ、地域としてカウントをします。
26	5地域の通常型の事業の場合、5地域全てで実証事業を実施する必要がありますか。	はい、原則事業計画の通りに実施していただく必要がありますので、計画どおりに実施出来なかった場合は、補助金を受けられない可能性もありますので、ご注意ください。
27	申請した地域について、採択後に計画変更することは可能でしょうか。	理由によっては可能となりますが、計画変更が必要になる可能性があります。採択された事業内容が達成できなくなる場合には、補助金を受けられなくなる可能性もありますので、個別にご相談ください。
28	地域というのは市町村と考えてよろしいか。県市区郡町村、どの単位が1地域となりますでしょうか。	市町村と東京23区となります。
29	通常型で5地域での申請を予定しております。実証地域が、申請時と実績報告時で地域の内容（地域名）が異なっても良いのでしょうか。	理由によっては可能となりますが、計画変更が必要になる可能性があります。採択された事業内容が達成できなくなる場合には、補助金を受けられなくなる可能性もありますので、個別にご相談ください。

30	昨年度23地域（通常型5地域以上）で実証しましたが、広域型で応募する場合、昨年度23地域+新しい5地域、がマストになりますか。例えば、新しい地域10地域、や、昨年度5地域+新しい5地域、で問題ないですか。	昨年度の5地域以上+今年度の5地域以上での申請が可能です。
31	採択時の公表内容において、実証対象地域がどこか、は含まれないという理解で良いでしょうか。	採択時の公表内容には、実証地域は含まれません。
32	「地方自治体」についてですが、例えばA県の県庁を一者、A県内のB市を2者とカウントすることは可能でしょうか。	実証地域として対象となるのは、市町村と東京23区のみとなります。都道府県は対象外です。

## 8.事業による収益の取り扱いについて

	ご 質 問	回 答
33	事業の性質により連携者に収益が出た場合の取り扱いはどうなるのか。	実証連携法人の場合は、補助対象外であるため収益についての取扱いはございません。実証実施法人の場合は、収益状況等の報告から補助事業者が当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認められる場合には、その収益の一部を納付しなければなりません。
34	補助対象事業において売上、利益を計上する事に問題はありませんか。	売上・利益を計上することは問題ございません。なお、本補助金事業で収益が出た場合、その収益の一部を納付して頂く場合があります。

## 9.自治体からの支援を証明する書類について

	ご 質 問	回 答
--	-------	-----

35	<p>新規で通常型に応募する場合、「自治体の支援」を証明する資料は必要ないということでしたが、例えば「A市、B市、においてこんな事業を計画している」という予定だけでも大丈夫でしょうか。実際に想定した自治体の協力が得られなかった場合はどうなりますか。</p>	<p>申請時は予定だけで問題ありませんが、実施の結果、自治体の協力が得られないなど、事業目的が達せられていないと判断された場合には、補助金を受けられなくなる可能性もありますので、ご注意ください。なお、実際に自治体の協力が得られないことが分かった時点で事務局に報告を頂くことになります。</p>
36	<p>自治体からの支援について、予算措置はできないが実証フィールド提供や職員の稼働により支援を行う場合も支援として含まれるのでしょうか。ここで提出可能なのは、実証事業費の負担軽減につながるもののみでしょうか。</p>	<p>申請されるモデルにより要件が異なります。BtoGモデル（広域型）の場合は、実証事業に対して、予算措置、有料施設の無料貸出し等により、新たな実証地域の地方自治体から補助金の交付、またはそれに値する負担軽減に資する支援が必要となります。無料で利用できる実証フィールドの提供や職員の稼働はBtoGモデル（広域型）では要件を満たしません。</p> <p>BtoB、BtoCモデル（広域型）の場合は、実証事業に対して、連携協定、予算措置、広報支援等、何らかの支援を新たな実証地域の地方自治体から受けることが必要ですが、BtoGモデルのように負担軽減に資する支援までを求めているわけではありません。したがって実証フィールドの提供や職員の稼働による支援は要件を満たします。</p> <p>詳細は公募要領をご参照ください。</p>
37	<p>広報支援を証明する資料とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>自治体が発出するプレスリリースや、市民向けの広報誌、HPに掲載された情報などが考えられます。</p>
38	<p>さらなる広域型で、自治体との連携協定や予算処置の証明については、全ての地域から書類等を取得する必要がありますか。</p>	<p>1つ以上の自治体からの書類で問題ありません。</p> <p>なお、複数の自治体から書類を入手可能であれば、審査において評価される審査員の方がいる可能性はあります。</p>

## 10.補助経費について



	ご 質 問	回 答
39	実証地域で実証実験の実施を委託するNPOへの委託は広域でない場合、計上できず、「専門家への相談、技術指導等」という内容であれば専門家経費（謝金）として計上可能と、Q&Aに書かれていましたが、費用の上限金額などはありますか。	謝金の上限については補助事業事務処理マニュアルを参照の上、適正に処理してください。
40	AI開発用のハイスペックなデスクトップパソコンやGPU（AI学習用装置）は補助対象になるのでしょうか？	汎用性がある機器等は補助対象外になります。他の事業に転用できない機器類であれば、補助対象として認められる可能性はありますが、個別に相談になります。
41	テスト販売における他社商品のパッケージデザインを補助対象事業者である自社とする場合、その人件費は認められるのか。	募集要項上、補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）は対象外としています。当該業務の詳細は不明ですが、テスト販売について補助事業に必要な業務である（補助対象業務）のであれば補助対象となる可能性はあります。
42	実証試験で使用する経費（消耗品など）は補助対象ですか。	消耗品は補助対象外です。詳細は公募要領をご確認ください。
43	期間外で認められる費用とはどのようなものがありますか。人件費2月分は3月支払いですが、認められますか。	基本は事業期間内（交付決定通知書の発出日～令和5年2月末日）にお支払いされたものが補助対象となりますが、人件費の支払い等特別な理由がある場合は、3月支払いでも問題ありません。但し3月上旬のできるだけ早い時期に、書類のご提出をお願いします。
44	事業費と人件費の費用区分を越えての流用は可能でしょうか。	理由によっては可能となりますが、計画変更が必要になる可能性があります。採択された事業内容が達成できなくなる場合には、補助金を受けられなくなる可能性もありますので、個別にご相談ください。



45	人件費について役員の人件費、旅費も補助対象となる理解で良いでしょうか。	原則として役員（取締役）の人件費等は補助対象外ですが、役員（取締役）が補助事業に直接的に従事しており、マニュアルに基づいて適切に経費の切り分けができるであれば補助対象となります。
46	支払は銀行振り込みのみとします。とありますが、令和3年度同様に承認を得ればクレジットカードでの支払いも認めていただけるのでしょうか。	原則、支払は銀行振込ですが、クレジットカードでの支払いの場合は、事前にご相談いただくとともに、支払の事実を証明する証憑類を保管・整理してください。

## 11.賃上げ表明について

	ご質問	回答
47	1人当たりの平均での増加を見る時に、今年度から正社員になった方は対象になるのか。	対象になると考えられます。
48	総支給額の比較の場合、前年度正社員1名、今年度正社員2名だったら1.5%の増加は必然的に起きるのですが、それは該当するのか？	該当すると考えられます。ただし、賃上げ計画の表明以前に賃上げされていたり、人員を採用されているなどの場合は該当しないと考えられます。
49	賃上げ対象の従業員は非常勤を含むでしょうか。	パート、アルバイトなどの方も含みます。
50	複数の実証実施法人で申請する場合、「従業員の賃金引上げ計画の表明」は、すべての事業者で実施しないと加点対象にならないのでしょうか。	実証実施法人が複数の場合、すべての事業者で実施をして頂くことが加点のために必要となります。

## 12.その他

	ご質問	回答
51	BtoBを予定しているが、対象地域の企業に費用負担をしてもらうことが必要か。本年度は費用負担なしの開発協力をお願いしてもいいのか。	どちらでも構いません。

52	決算期を迎えていない会社が提出する「事業計画」、「収支計画書」とは本事業の様式2と様式3のことを指しているのか。	様式2、3のことではありません。決算書は直近の決算期のものを含めて3期分をご準備ください。（会社設立3年以内の場合は、過去1期もしくは2期分の決算書）
53	採択20件程度と表現されてましたが、1社で複数申請も可能なのか。	複数の申請を否定するものではありません。
54	専門コンサルタントは具体的にどんな人物か。	実証事業の伴走を行う専門コンサルタントは、新規事業開発経験者や地域課題に詳しい者を予定しています。実証内容に適した方が参加します。
55	専門コンサルタントとの連携は必須なのか。	月1回以上のミーティングは必須となりますが、個別の事情があればご相談ください。
56	基本的に採択されたものについては、交付申請したらすぐに交付決定されると考えても良いのでしょうか。	採択決定通知後、速やかに交付申請手続きを行って頂き、遅滞なく手続きが進めば、1週間あまりで交付決定を行います。
57	令和3年度事業の採択率はどのくらいでしょうか。	約2割です。
58	「自治体との連携」とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。	予算措置や広報支援などを指します。募集要領に記載がありますのでご確認ください。
59	令和3年度の採択事業は公開されていますか。	経済産業省HPに掲載されております。 <a href="https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2021/s210608001.html">https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2021/s210608001.html</a>
60	専門家からの伴走支援が無償で受けられるとのことですが、事業計画書の作成の支援も受けられますか。	採択された事業者のみ伴走支援を受けられます。そのため本補助金の申請にかかる事業計画書の作成は受けられません。